

函館市出産・子育て応援給付事業実施要綱

(目的)

第1条 核家族化が進み、地域のつながりも希薄になる中で、孤独感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくなく、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題である。

本事業により、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る出産・子育て応援給付金の支給を一体的に実施する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。

(事業開始日)

第3条 事業の開始日は、令和5年2月1日とする

(伴走型相談支援)

第4条 市は、下記に基づき伴走型相談支援を実施するものとする。

(1) 対象者

市内に住所を有する全ての妊婦および主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯（以下「妊婦・子育て世帯」という。なお、配偶者等からの暴力の被害により避難している状況にあり、現に市内に居住していながら、やむを得ず住民登録ができないと認められた者、その他特に市長が必要と認めた者を含む）を対象とする。

(2) 実施内容

「函館市子育て世代包括支援センター事業」および「函館市こんにちは赤ちゃん事業」を活用しながら、以下のとおり実施する。

ア 妊娠の届出時の面談等

(ア) 面談等の対象者および実施時期

原則として、函館市子育て世代包括支援センター（マザーズ・

サポート・ステーション)における妊娠の届出時に、届出をした妊婦と面談を行うこととする。なお、市の各支所で妊娠の届出が行われた場合や、妊婦の配偶者等が代理人として妊娠の届出をした場合には、できる限り早い時期に、当該妊婦に電話等により相談支援を行うこととする。

(イ) 面談等の実施内容

妊娠の届出をした妊婦等に対し、別に定める「出産・子育て応援アンケート」への必要事項への記載を求めた上で、別に定める子育てガイド等を手交し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できるサービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。

また、第5条に定める出産応援給付金の案内および申請の受付や、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、産科医療機関等における妊婦健康診査の受診以外に、両親学級等必要な支援サービスの利用等を案内する。

イ 妊娠8か月頃の面談等

(ア) 面談等の対象者および実施時期

妊娠8か月頃の妊婦に対し、概ね1か月前に、面談等の案内文および別に定める「妊娠中の方（妊娠8か月頃）へのアンケート（以下「妊娠8か月頃アンケート」という。）」を送付し、アンケートの回答内容により、面談等を希望する者および妊婦の状況等から支援が必要と市が判断した者に対し実施する。なお、この時点で、流産または死産したことを探るした妊婦に対しては、当該案内等の送付は行わない。

(イ) 面談等の実施内容

面談等を希望する妊婦に対し、提出のあった「妊娠8か月頃アンケート」の回答内容等を基に、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談を実施する。

(ウ) 面談を希望しない妊婦または「妊娠8か月頃アンケート」への

回答がなかった妊婦への対応

面談を希望しない妊婦について、提出された「妊娠8か月頃アンケート」に記載された妊婦の状況等の情報に基づき、市が当該妊婦に支援が必要と判断した場合には、面談や電話等による相談を実施したうえで、必要な支援につなげることとする。また、「妊娠8か月頃アンケート」への回答がなかった妊婦について、電話等により「妊娠8か月頃アンケート」の提出を求めるとともに、必要に応じて、面談や電話等による支援を実施する。

ウ 出生後の面談等

(ア) 面談等の対象者および実施時期

原則として、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」での訪問時において、出生した児童を養育する者（以下、この号において「養育者」という。）に対して面談を実施するものとする。ただし、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。

(イ) 面談等の実施内容

養育者に対し、子育てガイド等を基に、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。また、面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業、一時預かり事業その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

(3) 担当職員の要件

ア 妊娠の届出時および妊娠8か月頃の面談等

「函館市子育て世代包括支援センター事業」に携わる保健師、助産師等

イ 出生後の面談等

「函館市こんにちは赤ちゃん事業」に携わる訪問員および保健師等

(4) 面談等の記録の管理

市は、面談等の対象者から提出のあったアンケートや面談等の相談

記録を適切に管理するものとする。

(5) 関係機関との連携

伴走型相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、第5条に定める出産応援給付金および第6条に定める子育て応援給付金の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

(6) その他

ア　面談等の対象者が里帰りしている場合には、市は里帰り先の市町村に面談等の実施を依頼することもできるものとする。この場合、市は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の相談記録を共有することなどにより、当該対象者の状況などを確認することとする。

イ　面談等の対象者のうち、流産または死産した者および対象児童が死亡した者については、面談等の実施は不要とする。

(出産応援給付金)

第5条　市は、下記に基づき出産応援給付金を支給するものとする。

(1) 支給対象者

出産応援給付金は、以下のアからウに掲げるもののうち、出産応援給付金の申請時点で市内に住所を有する者に対して支給する。なお、支給対象者のうちアに該当するものについては「支給妊婦」といい、イまたはウに該当する者については「遡及支給妊婦」という。

ア　令和5年2月1日以降に妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関を受診し、妊娠の事実を確認した者または妊娠していることが明らかである者に限る。）

イ　令和4年4月1日以降、令和5年1月31日までに出生した児童の母（妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。）

ウ　令和4年4月1日以降、令和5年1月31日までに妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、イに該当する者を除く。）

(2) 支給内容

支給対象者の妊娠1回につき、5万円の現金支給を行う。

(3) 申請および支給

市は、以下のアに基づき支給妊婦への出産応援給付金の支給を、イに基づき遡及支給妊婦への出産応援給付金の支給を行う。

ア 支給妊婦への支給

(ア) 出産応援給付金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請予定者」という。）は、妊娠の届出をし、かつ市による第4条（2）アに定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、他の市町村で出産応援給付金等の支給を受けていない旨の申告および市の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経たうえで、市長に対して「函館市出産応援給付金支給申請書」（別記第1号様式）を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産または死産した申請予定者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うことができる。

(イ) (ア) の支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができる。

(ウ) 市長は、申請予定者から支給の申請があったときは、速やかに審査を行い、支給が適当と認めたときは「函館市出産応援給付金支給決定通知書」（別記第2号様式）により申請者に通知し、支給を行うものとする。また、支給が不適当と認めたときは、「函館市出産応援給付金不支給決定通知書」（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(エ) 市は、(ウ) の審査を行うにあたって、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が（1）アの対象者に該当するか確認を行う。

(オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提

出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

イ 遅及支給妊婦への支給

- (ア) 申請予定者は、令和5年2月1日以降、市に対して別に定める「妊娠中の方へのアンケート」を提出し、かつ、他の市町村で出産応援給付金等の支給を受けていない旨の申告および市の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経たうえで、市長に対して「函館市出産応援給付金支給申請書」（別記第1号様式）」を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産または死産した申請予定者については、「妊娠中の方へのアンケート」の提出を要しないこととする。また、申請時点で妊娠した児童を出生している申請予定者については、第6条に定める子育て応援給付金の支給を受けるために実施する面談等またはアンケートの提出をもって出産応援給付金の支給の申請を行うこととする。
- (イ) (ア)の支給の申請は、原則として、令和5年7月末日までに行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができることする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
- (ウ) 市長は、申請予定者から支給の申請があったときは、速やかに審査を行い、支給が適当と認めたときは「函館市出産応援給付金支給決定通知書」（別記第2号様式）により申請者に通知し、令和5年度内に支給を行うものとする。また、支給が不適当と認めたときは、「函館市出産応援給付金不支給決定通知書」（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- (エ) 市は、(ウ)の審査を行うにあたって、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が（1）イまたはウの対象者に該当するか確認を行う。

- (オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。
- (4) 出産応援給付金の支給対象者が里帰りしている場合において、当該支給対象者に対する妊娠の届出時の面談を里帰り先の市町村で実施した場合であっても、出産応援給付金は、支給対象者が申請時点で市内に住所を有する場合は、市が支給する。この場合、市は、里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況を確認することとする。

(子育て応援給付金)

第6条 市は、下記に基づき子育て応援給付金を支給するものとする。

(1) 支給対象者

ア 子育て応援給付金は、以下の(ア)または(イ)に掲げる対象児童（子育て応援給付金の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、子育て応援給付金の申請時点で市に住所を有する者に対して支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援給付金が支給された場合、他の支給対象者に対する同一の対象児童に係る子育て応援給付金は支給しない。

なお、支給対象者のうち(ア)に掲げる児童を養育するものについては「支給養育者」といい、(イ)に掲げる児童を養育する者については「遡及支給養育者」という。

(ア) 令和5年2月1日以降に出生した児童であって、市内に住所を有する者

(イ) 令和4年4月1日以降、令和5年1月31日以前に出生した児童であって、市内に住所を有する者

イ アの規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援給付金は支給しない。

(ア) 児童福祉法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(イ) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(ウ) 法人

(2) 支給内容

対象児童1人につき、5万円の現金支給を行う。

(3) 申請および支給

市は、以下のアに基づき支給養育者への子育て応援給付金の支給を、イに基づき遡及支給養育者への子育て応援給付金の支給を行う。

ア 支給養育者への支給

(ア) 子育て応援給付金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請予定者」という。）は、市による第4条（2）ウに定める出生後の面談等を受けた後、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援給付金の支給を受けていない旨の申告および市の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経たうえで、市長に対して「函館市子育て応援給付金支給申請書」（別記第4号様式）を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者（対象児童が死亡日において市内に住所を有していた場合に限る。）については、出生後の面談等を受けることなく、支給の申請ができるものとする。

(イ) (ア) の支給の申請は、原則として、「函館市こんにちは赤ちゃん事業」の実施期間である生後4か月頃までに行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができることとする。この場合であっても、対象児童が3歳に達する日以降は支給の申請はできないものとする。

(ウ) 市長は、申請予定者から支給の申請があったときは、速やかに審査を行い、支給が適当と認めたときは「函館市子育て応援給付金支給決定通知書」（別記第5号様式）により申請者に通知し、支給を行うものとする。また、支給が不適当と認めたときは、「函館市子育て応援給付金不支給決定通知書」（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。

- (イ) 市は、(ウ)の審査を行うにあたって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が(1)ア(ア)の児童に係る対象者に該当するか確認を行う。
- (オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

イ 遷及支給養育者への支給

- (ア) 申請予定者は、令和5年2月1日以降、市に対して別に定める「出産後の方へのアンケート」を提出し、かつ、他の市町村で同一の対象児童に係る子育て応援給付金の支給を受けていない旨の申告および市の本事業の適切な実施のため関係機関に必要な情報を確認、共有することについての同意を経たうえで、市長に対して「函館市子育て応援給付金支給申請書」(別記第4号様式)を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した申請予定者(対象児童が死亡日において市内に住所を有していた場合に限る。)については、「出産後の方へのアンケート」の提出を行うことなく、支給の申請ができるものとする。
- (イ) (ア)の支給の申請は、原則として、令和5年7月末日までに行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができるとしてする。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
- (ウ) 市長は、申請予定者から支給の申請があったときは、速やかに審査を行い、支給が適当と認めたときは「函館市子育て応援給付金支給決定通知書」(別記第5号様式)により申請者に通知し、令和5年度以内に支給を行うものとする。また、支給が不適当と認めたときは、「函館市出産応援給付金不支給決定通知書」(別記第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(エ) 市は、(ウ)の審査を行うにあたって、必要に応じて、支給対象者の養育の事実を確認すること等により、当該者が(1)ア(イ)の児童に係る対象者に該当するか確認を行う。

(オ) 支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、または提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

(4) 子育て応援給付金の支給対象者が里帰りしている場合において、当該支給対象者に対する出生後の面談等を里帰り先の市町村で実施した場合であっても、子育て応援給付金は、支給対象者が申請時点で市内に住所を有する場合は、市が支給する。この場合、市は、里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況を確認することとする。

(支給の決定等)

第7条 市長が第5条(3)ア(ウ)または(3)イ(ウ)、第6条(3)ア(ウ)または(3)イ(ウ)の規定による支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市が定める期限までに申請書の補正が行われないときその他申請者の責めに帰すべき事由により出産応援給付金または子育て応援給付金を支給できなかった場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により出産応援給付金または子育て応援給付金の支給を受けた者があるときは、当該給付金の支給の決定の全部または一部を取り消すとともに、期限を定めて当該給付金の返還を命ずるものとし、「函館市出産・子育て応援給付金支給決定取消および返還通知書」(別記第7号様式)により通知するものとする。

(受給権の譲渡または担保の禁止)

第9条 申請者は、出産応援給付金または子育て応援給付金の支給を受ける権利を譲り渡し、または担保に供してはならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

受付	審査	入力	確認

別記第1号様式（第5条関係）

函館市出産応援給付金支給申請書（請求書）

函館市長様

受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者（妊娠・妊婦であった方）

記入日	令和 年 月 日

2. 妊娠届出日（母子健康手帳交付日）

令和 年　　月　　日	妊娠届出日時点の住所（現住所と異なる場合のみ記入）

3. 振込先

下記の受取口座記入欄に申請者の口座情報を記入してください。

（諸事情により申請者以外の口座への振り込みをご希望される場合には、裏面の「委任状」をご記入ください。）

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義（フリガナのみ）
銀行 金庫	本店 支店 出張所	普通 当座	

提出書類

『函館市出産応援給付金申請書（請求書）』（本書）

『申請者・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。

『妊娠中の方へのアンケート』（令和5年1月31日までに妊娠届出をした方のみ）

（裏面に続きます。）

【誓約・同意事項】

- ①函館市出産応援給付金（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。
- ②妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ③給付金の支給要件の該当性等を審査するために、函館市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤この申請書は、函館市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥函館市が支給決定した後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、函館市が定める期限までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ⑦給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧既に他の市町村等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

委任状

私（委任者）は、次の者（受任者）に函館市から支払われる函館市出産応援給付金の受領にかかる権限を委任します。

委任者	氏名	印	受任者	氏名 住所	委任者との関係

別記第2号様式（第5条関係）

函館市出産応援給付金支給決定通知書

函 子 母
年 月 日

様

函館市長

先に申請のあった函館市出産応援給付金の支給については、内容審査の結果、次のとおり支給決定しましたので通知します。

記

1 給付金の額 円

2 次の条件を承認されたい。

- (1) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この給付金の支給の決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に關し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。
- (2) 給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

別記第3号様式（第5条関係）

函館市出産応援給付金不支給決定通知書

函 子 母
年 月 日

様

函館市長

先に申請のあった函館市出産応援給付金の支給については、内容審査の結果、下記のとおり不支給を決定しましたので通知します。

記

不支給の理由	
--------	--

受付	審査	入力	確認

別記第4号様式（第6条関係）

函館市子育て応援給付金支給申請書（請求書）

函館市長 様

受付印

裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	生年月日	現住所
	昭和・平成 年 月 日	連絡先 ()

2. 養育している対象児童

(フリガナ) 氏名	続柄	生年月日	住所 (別居の場合のみ記入)
		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	

3. 振込先

下記の受取口座記入欄に申請者の口座情報を記入してください。

(諸事情により申請者以外の口座への振り込みをご希望される場合には、裏面の「委任状」をご記入ください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	口座番号	口座名義 (フリガナのみ)
銀行 金庫	本店 支店 出張所	普通 当座	

提出書類

『函館市子育て応援給付金申請書（請求書）』（本書）

『申請者・請求者本人確認書類の写し（コピー）』

※申請者・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等の写し（コピー）をご用意ください。

『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』

※通帳やキャッシュカードの写し（コピー）など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しをご用意ください。

『産後の方へのアンケート』（養育する児童が令和5年1月31日以前に出生した方のみ）

（裏面に続きます。）

【誓約・同意事項】

- ①函館市子育て応援給付金（以下「給付金」という。）の支給要件に該当します。
- ②妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊婦健康診査受診状況、産後ケア事業利用状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ③給付金の支給要件の該当性等を審査するために、函館市が必要な住民基本台帳情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ④公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑤この申請書は、函館市において支給決定した後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑥函館市が支給決定した後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払いが完了せず、かつ、函館市が定める期限までに、申請・請求者に連絡・確認できない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ⑦給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- ⑧既に他の市町村等で給付金を受給していた場合には、給付金を返還します。

委任状

私（委任者）は、次の者（受任者）に函館市から支払われる函館市子育て応援給付金の受領にかかる権限を委任します。

委任者	氏名	印	受任者	氏名 住所	委任者との関係

別記第5号様式（第6条関係）

函館市子育て応援給付金支給決定通知書

函 子 母
年 月 日

様

函館市長

先に申請のあった函館市子育て応援給付金の支給については、内容審査の結果、次のとおり支給決定しましたので通知します。

記

1 給付金の額 円

2 次の条件を承認されたい。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為があった場合は、この給付金の支給の決定の全部または一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることがある。

(2) 給付金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

別記第6号様式（第6条関係）

函館市子育て応援給付金不支給決定通知書

函 子 母
年 月 日

様

函館市長

先に申請のあった函館市子育て応援給付金の支給については、内容審査の結果、下記のとおり不支給を決定しましたので通知します。

記

不支給の理由	
--------	--

別記第7号様式（第8条関係）

函館市出産・子育て応援給付金支給決定取消および返還通知書

函 子 母
年 月 日

様

函館市長

年 月 日函子母をもって支給決定をした函館市出産応援給付金または函館市子育て応援給付金については、下記のとおり、支給の決定の全部または一部を取り消したので、返還されるよう通知します。

記

給付金の種別	
取消しの理由	
支給済額	円
返還金額	円
返還期日	年 月 日